

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第44号

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、うぐいす台団地周辺における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するために設置するうぐいす台団地汚水処理施設の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び処理区域)

第2条 汚水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第1のとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 し尿及び生活雑排水(工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。)をいう。
- (2) 施設 汚水を排除するために設けられる排水管その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる施設で企業局が管理するものをいう。
- (3) 排水設備 汚水を施設に流入させるために必要な排水管その他の排水施設で使用者が管理するものをいう。
- (4) 除害施設 施設の維持管理に支障を来すおそれのある汚水を排除するために必要な施設をいう。
- (5) 使用者 汚水を施設に排除してこれを使用する者をいう。

(排水設備の設置義務)

第4条 使用者及び処理区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、排水設備を設置し、し尿等を排水施設に排除するときは、水洗によってこれを行わなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第5条 排水設備の新設、改造、修理又は撤去(以下「排水設備の新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ企業管理者の定めるところにより企業管理者に申請し、その確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、この限りでない。

(除害施設の設置)

第6条 企業管理者は、管理上必要があるときは、使用者に除害施設の設置を命ずることができる。

(排水設備の工事の施行)

第7条 排水設備の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備工事業者に施行させなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(排水設備工事の検査)

第8条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、速やかに企業管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

2 企業管理者は、前項の届出があつた場合は、排水設備工事責任技術者の立会いのもとに工事の検査を行うものとする。

3 排水設備の新設等を行った者は、前項の検査の結果、改修を指示された場合は、速やかに処置し、再検査を受けなければならない。

(工事費の負担)

第9条 排水設備の新設等に要する費用は、その全部を使用者が負担しなければならない。

(無断接続に対する措置)

第10条 企業管理者は、無断で排水設備を施設に接続した者に対し直ちに排水設備の撤去、改修又は使用停止を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業管理者が定めるところにより、遅滞なく、その旨を企業管理者に届け出なければならない。

(1) 施設の使用を開始し、又は再開するとき。

(2) 施設の使用を休止し、又は廃止するとき。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業管理者が定めるところにより、遅滞なく、その旨を企業管理者に届け出なければならない。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 排水設備の所有者に変更があったとき。

(所有権の移転)

第12条 前条第2項第2号の届出があったときは、排水設備の所有権を移転したものと認め、工事費その他排水に関する前所有者の一切の権利義務を引き継いだものとみなす。

(使用者の管理上の責任)

第13条 使用者は、汚水に粗大物が混入しないよう善良な管理と注意をもって排水設備を管理し、異常があるときは直ちに企業管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は使用者の負担とする。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者の責任とする。

(使用料の徴収)

第14条 企業管理者は、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、月の中途において施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合においても、これを徴収する。

3 使用者が第11条の届出をしないで施設を使用した場合は、使用開始の日に遡って使用料を徴収する。

(使用料)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2の定めるところにより算定した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(汚水排出量の認定)

第16条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は使用者の使用態様を勘案して企業管理者が認定する。

2 企業管理者は、前項第2号の規定による認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

3 使用者は、善良なる管理者の注意をもって前項の装置を管理し、使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を亡失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(使用料の算定方法)

第17条 使用料の算定は、飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)第24条の水道料金算定の例による。

(使用料の徴収方法)

第18条 使用料の徴収方法は、飯塚市水道事業給水条例第30条の水道料金の徴収方法の例による。

(資料の提出)

第19条 企業管理者は、使用料を算出するために使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第20条 企業管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(督促)

第21条 企業管理者は、使用料を納期限までに納付しない者がいるときは、納期後20日以内に督促状に納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

(手数料)

第22条 企業管理者は、別表第3の区分により手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、還付しない。

(排水設備の切離し)

第23条 企業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備を切り離すことができる。

(1) 使用者の所在が不明で排水設備の使用がないとき。

(2) 排水設備が使用停止の状態にあつて将来とも使用の見込みがないとき。

(公共ます及び取付管の新設)

第24条 使用者は、特別の理由により公共ます及び取付管の新設を必要とする場合は、企業管理者にその旨を申し出なければならない。

2 前項の規定により公共ます及び取付管を新設した場合、企業管理者は使用者にその費用の全部又は一部を負担させることができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理者が定める。

(過料)

第26条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第5条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者
- (3) 第6条の規定による命令に違反した者
- (4) 第7条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
- (5) 排水設備の新設等を行って第8条第1項の規定による届出を行わなかった者
- (6) 第11条の規定による届出を怠った者
- (7) 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (8) 第5条の規定による申請書又は書類、第11条又は第19条の規定による届出書又は資料で不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者

第27条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者及びその法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例(令和7年飯塚市条例第45号)第1条の規定による改正前の飯塚

市污水处理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号。次項及び第4項において「旧飯塚市污水处理施設条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までの使用に係る旧飯塚市污水处理施設条例の規定による使用料については、なお旧飯塚市污水处理施設条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧飯塚市污水处理施設条例の例による。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	処理区域
うぐいす台団地污水处理施設	飯塚市大分1510番地	大分駅前団地 うぐいす台団地 その他大分の一部

別表第2(第15条関係)

区分	基本料金	使用料
し尿及び生活雑排水	月額1,000円	水道使用水量1m ³ 当たり 月額110円 (1m ³ 未満は全て切上げ)

別表第3(第22条関係)

種別		単位	金額
1	排水設備計画確認申請手数料	1件につき	1,000円
2	排水設備工事完了検査手数料	1件につき	1,000円
3	公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき	300円
4	公簿、公文書、図面の写し(日本産業規格A1列3番)	1枚につき	300円
5	諸証明手数料	1通につき	300円